

川崎市住居表示等連絡協議会要綱

(目的及び設置)

第1条 住居表示及び町若しくは字区域の設定、廃止若しくは変更又はその名称の変更（以下「住居表示等」という。）について適正かつ円滑な実施をはかるため、川崎市住居表示等連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、住居表示等について、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 基本的重要事項の調査研究に関すること。
- (2) 事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 実施手続等に関すること。
- (4) その他協議を必要とする事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、市民文化局長を、副会長は、市民文化局市民生活部長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(委員)

第5条 協議会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 前項に規定する委員のほか、会長が必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって、決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(小委員会)

第7条 会長が必要と認めるときは、協議会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、委員のうちから会長が指名した者をもって組織する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和49年12月16日から施行する。

(川崎市住居表示連絡協議会要綱の廃止)

- 2 川崎市住居表示連絡協議会要綱（昭和38年9月12日決裁）は、廃止する。

附 則

この改正要綱は、昭和50年9月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和58年12月23日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別 表

総務企画局	総務部庶務課長
財政局	税務部税制課長
経済労働局	産業政策部庶務課長
環境局	総務部庶務課長
健康福祉局	総務部庶務課長
こども未来局	総務部庶務課長
まちづくり局	総務部庶務課長
建設緑政局	総務部庶務課長
港湾局	港湾振興部庶務課長
区役所	まちづくり推進部総務課長 支所区民センター室長
上下水道局	総務部庶務課長
交通局	企画管理部庶務課長
病院局	総務部庶務課長
消防局	総務部企画担当 担当課長
教育委員会事務局	総務部庶務課長
選挙管理委員会事務局	選挙部選挙課長